



市 章

大津市公報

平 成 30 年 11 月 1 日
号 外 (第 62 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

82 大津市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則.....	1
企 業 局 管 理 規 程	
9 大津市企業局職員の時差勤務に関する規程.....	1
10 大津市企業局事務決裁規程の一部改正.....	2
11 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正.....	3

規 則

大津市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成30年11月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第82号

大津市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

大津市学校給食費の管理に関する規則（平成27年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「264円」を「290円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第9号

大津市企業局職員の時差勤務に関する規程を次のように定める。

平成30年11月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市企業局職員の時差勤務に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大津市企業局職員の時差勤務の実施に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「時差勤務」とは、大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号。以下「勤務時間規程」という。）第2条の2の規定により割り振られた勤務時間に勤務することをいう。

（対象職員）

第3条 時差勤務の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事するために時差勤務を行う必要がある職員とする。

時差勤務により公務能率又はサービスの向上が図られる業務

各種団体等との会議又は打合せ及び企業局の事業に係る説明会その他相手方の都合等に応じる必要がある業務

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、時差勤務の対象としない。ただし、当該職員の同意を得たときは、この限りでない。

勤務時間規程第7条の5（勤務時間規程第7条の11の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により深夜勤務を制限されている職員

勤務時間規程第7条の8第1項又は第2項（これらの規定を勤務時間規程第7条の11の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務を制限されている職員

前2号に定めるほか、公営企業管理者が別に定める職員

(時差勤務による勤務区分、勤務時間及び休憩時間)

第4条 時差勤務による勤務区分、勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。

2 所属長は、業務上やむを得ないと認めるときは、別表に定める休憩時間を変更することができる。

(命令手続)

第5条 所属長は、時差勤務を割り振るときは、対象となる職員の同意を得た上で、時差勤務の日(以下「時差勤務日」という。)の1週間前の日(第3条第1項第2号の業務に従事させるために時差勤務を割り振る場合にあっては、時差勤務日の前日)までに命令しなければならない。

2 所属長は、職員に時差勤務を命ずるに当たっては、所属の業務の遂行に支障が生じないよう公務体制の確保に努め、通常の勤務時間においてサービスが低下することのないよう留意しなければならない。

3 所属長は、育児又は介護を行う職員に対して時差勤務を命ずるに当たっては、当該職員の育児又は介護に支障がないよう配慮しなければならない。

(勤務区分の変更等)

第6条 所属長は、時差勤務を職員に命じた日から時差勤務日の前日までの間に、時差勤務の勤務区分を変更し、又は時差勤務の命令を取り消すべき特別な事由が生じたときは、当該職員の同意を得て、その勤務区分を変更し、又は時差勤務の命令を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

別表(第4条関係)

勤務区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前5時から午後1時45分まで	午前9時から午前10時まで
B勤務	午前5時30分から午後2時15分まで	午前9時30分から午前10時30分まで
C勤務	午前6時から午後2時45分まで	午前10時から午前11時まで
D勤務	午前6時30分から午後3時15分まで	午前10時30分から午前11時30分まで
E勤務	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで
F勤務	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
G勤務	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
H勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
I勤務	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで
J勤務	午前9時30分から午後6時15分まで	午後1時30分から午後2時30分まで
K勤務	午前10時から午後6時45分まで	午後2時から午後3時まで
L勤務	午前10時30分から午後7時15分まで	午後2時30分から午後3時30分まで
M勤務	午前11時から午後7時45分まで	午後3時から午後4時まで
N勤務	午前11時30分から午後8時15分まで	午後3時30分から午後4時30分まで
O勤務	正午から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで
P勤務	午後0時30分から午後9時15分まで	午後4時30分から午後5時30分まで
Q勤務	午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後6時まで
R勤務	午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から午後6時15分まで

大津市企業局管理規程第10号

大津市企業局事務決裁規程(昭和60年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成30年11月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

別表第1号の表2の部3の項第3号を次のように改める。

<p>所属職員の勤務時間等の割振り及びその変更 アイに掲げるもの以外のもの イ 大津市企業局職員の時差勤務に関する規程(平成30年企業局管理規程第9号)に基づくもの</p>							<p>企業総務課長</p>				
--	--	--	--	--	--	--	---------------	--	--	--	--

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第11号

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年11月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(勤務時間)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 公営企業管理者は、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員(交替勤務等に従事する職員を除く。)については、前条第1項本文の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振ることができる。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。